

## 令和5年度 雇用機会拡充事業補助金の活用について(意向調査)

佐世保市では、国の国境離島地域の創業・事業拡大支援制度「雇用機会拡充事業」を平成29年度から活用し、宇久島において新たな雇用を生む創業又は事業拡大を行う民間事業者に対して、設備投資資金や人件費等の運転資金の一部を最長5年間補助しています。宇久島では、これまでに15事業者がこの補助金を活用しています。

この度、令和5年度の予算編成の参考とするため、当該補助金の活用意向を調査します。次の「雇用機会拡充事業補助金の概要」を確認のうえ、活用する意向がある場合は、令和4年10月14日(金)までに、宇久行政センター産業建設課(57-3113)へご連絡ください。

※今回の意向調査は、令和5年度事業実施にかかる意向を確認するものであり、事業実施を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

### ●雇用機会拡充事業補助金の概要

#### 補 助 率

事業費の3/4を補助します。(※補助額上限 創業:450万円、事業拡大:1,200万円)

(例) [創業] 事業費が 400万円の場合、300万円を補助します。

[事業拡大] 事業費が 1,000万円の場合、750万円を補助します。

#### 対 象 者

- ①宇久島・寺島で創業する者
- ②宇久島・寺島の事業所において事業拡大を行う者
- ③主として宇久島・寺島の商品、サービス等の販売を目的として宇久島・寺島以外の地域において創業する者

#### 実 施 要 件

- ①雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。事業拡大の場合、事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用を継続すること。
- ②本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる可能性が高い事業であること。
- ③創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

詳しくは、下記までお尋ねください。

佐世保市宇久行政センター 産業建設課 担当:松本 電話:0959-57-3113